

難病等の方々 障害福祉サービス等の 対象となります

4月から施行されました障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々がありました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

対象となる疾患

130の疾患が対象となりますので、下記の間合せ先に確認してください。
(特定疾患医療受給者証等を所持している方は対象となります)

手続き

対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証等)を持参のうえ申請してください。

障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

介護保険料の支払い

●特別徴収(原則として年金が年額18万円以上ある方)

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収(天引き)されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。

平成24年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方については、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。

年金から自動的に天引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

なお、後期高齢者医療保険料・国民健康保険税・住民税についても、原則として介護保険料と同様に特別徴収されます。特別徴収を口座振替に変更したり、介護保険料が特別徴収されていてもその他の保険料等が特別徴収されないこともあるなど、介護保険料と異なる部分がありますので、不明な点は各担当にお問い合わせください。

●普通徴収(特別徴収以外の方)

7月上旬に納付書が送付されます。

本町の普通徴収の納期は、第1期(7月末)~第9期(翌年3月末)までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室または指定金融機関等(北洋銀行・北海信金・農協・漁組)で直接保険料を支払うことになります。

なお、郵便局・北洋銀行・北海信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。

便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

お問い合わせ先

町民健康課健康福祉グループ (☎2-2453)

高齢の方や
重度心身障がいのある方へ

タクシー料金の
助成券を交付



在宅で80歳以上の方、身体に障がいのある方および療育手帳「A」を受けている方に対し、通院や社会参加のために利用するタクシー料金の助成を実施してまいります。

該当される方

4月1日から翌年3月31日までの1年間で、次の①から⑦に該当する方です。

また、助成券の使用できる区域は、長万部町のみ区間となっております。

①在宅で80歳以上の方
②下肢障がい1・2・3級の方

③体幹障がい1・2級の方
④視覚障がい1・2級の方
⑤心臓機能障がい1級の方

⑥呼吸器機能障がい1級の方
⑦療育手帳「A」の方

助成券申請方法

交付対象者には、必要書類を送付しますので、4月15日から生活環境課窓口で申請手続きをしてください。

※長万部町に在住して1年未満の方、施設入所の方、長期入院の方は対象となりません

お問い合わせ先

生活環境課

生活環境グループ

(☎2-2454)